

(別紙) 新型コロナウイルス感染症の感染疑い者が発生した場合の対応について

感染疑い者の発生

【症状等】

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、比較的軽いものの発熱や咳などが続いている等

※ 以下のような方は重症化しやすいため、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状の場合でも特に注意が必要である。

- ・ 高齢者、妊婦の方
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

他者との接触を回避

速やかに感染疑い者専用の個室（天井が無くても、周囲が壁で囲われたスペースであれば、仮設の個室であっても可）に案内し、**隔離する**。

- ◆ 隔離室には、必ず消毒液を設置し、十分な換気を行う。
- ◆ 対応するスタッフは、必ずマスクを着用する。（フェイスシールドも着用することが望ましい。）
- ◆ 受付日時、感染疑い者の個人情報（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号）、症状と経緯、対応したスタッフの個人情報を記録する。
- ◆ 感染疑い者を複数名同時に入室させる時は、必ずマスクを着用させ、1m以上の距離をとって座らせるなどする。

①と連絡が取れなかった場合

①【千葉市保健所】

新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を受ける。

【午前9時から午後7時（土日祝は午後5時まで）】
※ 時間外であっても受付ける場合があるので、先ずは連絡を入れてみる。

電話 043-238-9966

②

コールセンターに連絡し、指示を受ける。

【24時間（土日祝を含む）】

電話 0570-200-613

千葉市保健所の指示に従い対処する。

コールセンターの指示に従い対処する。

【感染の疑いが無いと判断された場合】

- ・ 催物への参加は見合わせてもらい、速やかに帰宅、もしくは病院へ向かわせる。
- ・ 電車、バス、タクシーなど公共交通機関での移動は問題ないが、症状によっては救急車を要請する。

【感染の疑いが有ると判断された場合】

- ・ 千葉市保健所が、医療機関と検査日時等の調整を行うので、その指示に従って対処する。
- ・ 医療機関や自宅などへの移動手段についても必ず千葉市保健所の指示に従う。

※ 特に、感染疑い者の移動手段については、必ず確認し、指示を仰ぐ。

幕張メッセに連絡する。

- ※ 催物担当者・施設警備と情報を共有
- ※ プレス対応が必要であれば広報課とも連携

千葉市保健所から依頼があった場合は、聞き取り調査等に協力する。

感染疑い者の退室後

- ◆ 十分に隔離室の換気を行う。
- ◆ 対応したスタッフは、必ずうがい、手洗い、手指の消毒をする。
- ◆ テーブル、椅子、筆記用具等を消毒する。